

森林情報活用支援業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

リモートセンシングデータを解析することで森林における資源量や地形特徴量等の森林に関する様々な情報（以下、森林情報という。）の取得が可能である。

県内においては、森林資源解析が可能な4点/m²以上の航空レーザ測量データを含む、既存のリモートセンシングデータが多数整備されており、これらを複数組み合わせる、もしくは、目的に応じて補足的にデータ取得を行う等、追加の作業を実施することで目的に合致した森林情報を効率的に取得できる。

なお、森林情報を最大限活用するためには、地理空間情報やそれらを活用するGISに関する専門的な知識が必要となるため、県内では森林情報等の活用は十分に進んでいるとは言えない。また、市町毎に整備されているリモートセンシングデータやGISは利用目的が異なるため、市町に応じた森林情報の活用方法を検討する必要がある。

このため、市町における森林情報の活用の意向等を調査し、森林情報をどのように活用するかを示すモデル（以下、活用モデルという。）を作成し、市町に応じて提案するとともに、技術的な助言や資料提供等を行うことで、市町における森林情報の活用を支援しその促進を図る。

2 委託業務の名称

森林情報活用支援業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月25日（水）まで

4 委託業務の内容

（1）計画・準備

本業務を効率的に実施するため、全体計画を作成するとともに、活用モデルの作成と提案に必要な、既存の森林情報活用事例やリモートセンシングデータの三重県内の市町毎の整備状況等の情報を収集及び整理するものとする。

（2）市町へのヒアリング

森林資源解析が可能な既存の航空レーザ測量データ（4点/m²以上）が存在する市町（津市、尾鷲市、熊野市等）を主な対象とし、森林情報の活用の意向についてヒアリングを行うものとする。

ヒアリングにあたっては、既存の森林情報活用事例を基に、市町毎に森林情報を活用するうえでの課題や疑問点、要望などを取りまとめるものとする。

なお、ヒアリングは、原則対面により3市町以上行うこととする。

（3）森林情報活用モデルの作成

ヒアリング結果をふまえ、各市町の要望等に応じた活用モデルを作成する。

作成にあたっては、各市町における既存のリモートセンシングデータの取得及び解析を行うとともに、必要に応じて精度検証や補備的なデータ取得を行い、解析成果や検証結果等の資料を作成するものとする。

なお、既存の成果を活用できる場合は、発注者との協議のうえ資料作成を省略することができるものとする。また、補備的なデータ取得を行う場合は、目的に応じた必要な範囲に限定して行わなければならない。

あわせて、市町が当該活用モデルに必要な解析作業や補備的なデータ取得等を外部委託する際の仕様書（案）を作成するものとする。なお、仕様書（案）の作成にあたっては、競争性や公平性を保つ表現に努めなければならない。

（参考）活用モデル例と関係する解析成果等の例示

- 1 効率的な路網整備計画策定への活用モデル
解析成果等：災害危険地の抽出、傾斜区分図、既存路網抽出 等
- 2 境界明確化の推進への活用モデル
解析成果等：林相区分図、立体地形表現図、林地台帳地図の精度向上 等
- 3 木材生産力評価（ゾーニング）への活用モデル
解析成果等：森林資源解析、林分成長予測、A-C材の出材量推定 等
- 4 荒廃森林評価（ゾーニング）への活用モデル
解析成果等：森林資源解析、災害危険地の抽出、傾斜区分図 等
- 5 森林異動情報の把握への活用モデル
解析成果等：多時期データの差分解析、AIを活用した写真判読 等
- 6 森林情報の把握（小流域）への活用モデル
解析成果等：ドローンや地上レーザ等（補備的なデータ取得） 等

（4）森林情報活用モデルの提案

対面でヒアリングを実施した市町に対し、（3）で得られた活用モデルを提案し、意見交換を行い、その結果をとりまとめるものとする。

なお、提案に当たっては、リモートセンシング成果を閲覧することができる情報システムを有する情報端末に解析成果等を反映した状態で、対面して行うものとする。情報システムや情報端末の種類は問わない。

（5）業務報告書の作成

業務全体における作業内容を取りまとめるとともに、（3）で得た解析成果や（4）の結果を基に、解析成果の精度や費用、作成に必要な条件、活用モデルの課題への対応策等を整理するものとする。

（6）打合せ業務

業務を効率的に進めるため、適時打合せを行うこと。

発注者との打ち合わせ協議については、着手時、中間、納品時の3回以上行うこととする。

（7）成果品の作成

（1）から（6）で得られた結果や記録を基に、以下の成果を作成し、紙媒体で2部、電子データで2部（ワードやエクセル、PDF、GISデータ等）を納品するものとする。

- ・森林情報活用モデルに提案に使用した資料一式
- ・解析成果の仕様書
- ・業務報告書

5 委託料の内容

- (1) 事業費は「事業実施に必要な経費」とする。
- (2) 事業実施に必要な経費
 - (ア) 受託者人件費(賃金、社会保険料)
 - (イ) 報償費
 - (ウ) 旅費
 - (エ) 消耗品(税抜単価が5万円未満のもの)購入費
 - (オ) 配布資料等印刷費
 - (カ) 会場費
 - (キ) 機械・機器のレンタル料、リース料
 - (ク) 通信、運搬費
 - (ケ) その他、委託者が認める経費
- (3) 対象とならない経費
 - (ア) 購入代金が5万円以上の機械・機器等の購入費
 - (イ) 土地・建物を取得するための経費
 - (ウ) 施設や設備を設置又は改修するための経費
 - (エ) 飲食費
 - (オ) 受託者の他の業務と区分できない経費
 - (カ) 委託契約以前に支出した経費
 - (キ) 事業との関連が認められない経費

(4) その他の留意事項

本委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。本委託業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくこと。

6 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。

7 委託業務の留意事項

- (1) 本業務実施に関する関係書類については、業務終了後5年間は保管すること。
- (2) 委託業務の実施にあたって、仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら決定するものとする。
- (3) 本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、県の保有する個人情報として県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が、(7) のイ又はウの義務を怠ったときは、県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止時の措置を講ずる。
- (9) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。